ｖ）誘導ＢＥＩの基準値　誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計で除したものをいいます。「誘導ＢＥＩの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑸　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。

ｉ）非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第10条第１号ロ⑴の基準」又は「基準省令第10条第１号ロ⑵の基準」に、令和４年改正基準省令附則第３項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。

ⅱ）一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロの基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れて記載してください。

９．【16．再生可能エネルギー利用設備】の欄の「低炭素化促進基準一次エネルギー消費量」及び「低炭素化促進設計一次エネルギー消費量」は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところに従って算出した数値を記載してください。

10．【17．確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。

11．【18．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

12．（略）

（略）

（第五面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準）

□基準省令第10条第２号イの基準

外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）

（新設）

８．【15．確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。

９．【16．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

10．（略）

（略）

（第五面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】

１．一次エネルギー消費量に関する基準

□基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年